

保育の中の子どもの権利における現状と課題

—性虐待と心理的虐待に注目して—

著者：寶川 雅子・金子 智昭

所属：鎌倉女子大学

英文タイトル：Present Situation and Challenges Regarding Children's Rights in
Childcare : Focusing on sexual and psychological abuse

英文著者名：Masako HOUKAWA・Tomoaki KANEKO

英文所属：Kamakura Women's University

要旨：子どもの権利を守るための国内の制度等について概観した。また言葉の暴力が子どもの心に及ぼす影響について考察した。さらに、子どもの性被害を防ぐための保育者の心がけと子ども自身が自分で性被害から身を守るための保育者の配慮について考察した。

キーワード：子どもの権利、子どもの虐待、心理的虐待、言葉の暴力、
子どもの性虐待、保育者

1. はじめに

令和5年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数は、225,509 件であった（こども家庭庁資料より）。日本が子どもの権利条約に批准（1994年）してから32年が経過しようとしている。32年の間に日本国内の子どもや子育てを取り巻く状況は大きく変化した¹（図1-1参照）。

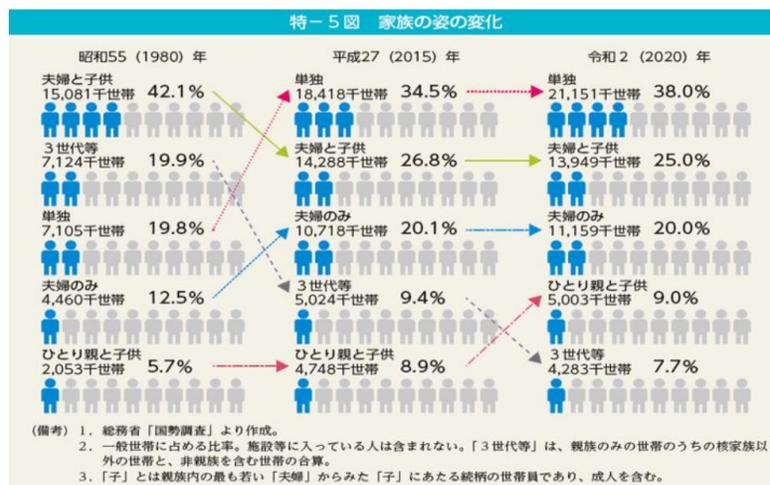


図1-1 男女共同参画白書令和4年版 家族の姿の変化 男女共同参画局より

1980年（昭和50年）では、核家族（42.1%）の次に多かった拡大家族（19.9%）という家族の姿が、2020年（令和2年）には、最も少ない家族の姿（9.9%）へと変化している。核家族やひとり親世帯と子供という家族の姿が一般的となるに伴い、子どもの数にも変化がある。令和6年（2024）人口動態統計（確定数）の概況（厚生労働省）²によると、出生数は68万6173人で、前年の72万7288人より4万1115人減少し、人口動態調査開始の明治32年の以来最少となった。合計特殊出生率は1.15で前年の1.20より低下し、過去最低であった（図1-2）。

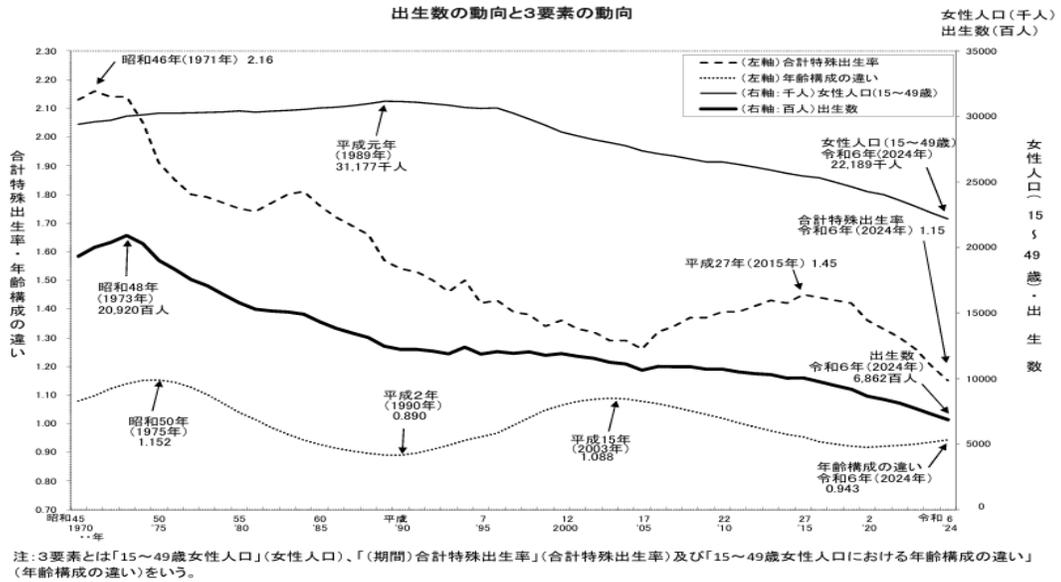
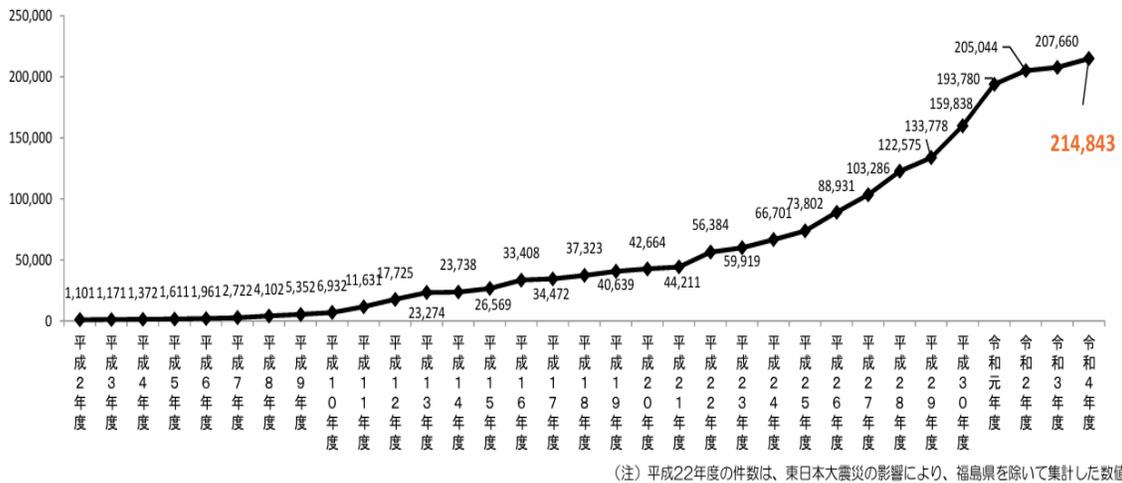


図1-2 出生数の動向と3要素の動向 令和6年(2024)人口動態統計(確定数)の概況
厚生労働省

出生数が減少している一方で、子どもへの虐待については増加の傾向が未だに続いている(図1-3)。



年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%

図1-3 令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数 こども家庭庁(令和6年9月24日公表)

また、これらの状況を踏まえ、子ども虐待への対応・未然防止対策等(児童相談所・各自治体における相談窓口での対応強化、組織内・地域等の連携強化、オレンジリボンた

すきリレーでの啓発活動、虐待の定義の周知・相談・報告・通報等の制度整備、子育て・子育て支援対策、乳児全戸訪問事業、保育所等での一時預かり事業、その他）に取り組んでいる。保育所等においても、子どもへの虐待あるいは不適切な保育が問題となっている³（例えば、○2021. 2. 16朝日新聞 東京都世田谷区／世田谷区ホームページ 区立保育所 匿名での世田谷区に不適切な保育が行われているとの通報により調査開始。○2023. 2. 17静岡新聞 静岡県浜松市中区和合北の認定こども園 運動会練習時に保育者が園児2名の腕を引っ張る。○2023. 3. 23 産経新聞／NHK 香川県琴平町町立こども園 県の児童相談所に匿名での投書。調査を開始。保育者がおんぶひもで園児を椅子に縛り付ける、食事をとらない園児を別のクラスに放置する、園児を押し入れや通用口に閉じ込める、必要以上の力で園児の腕を引っ張る等の行為を不適切な行為と認定。○2023. 5. 3朝日新聞デジタル 徳島県佐那河内村 保育所 保育者2名が園児1名に対し「お盆などにこぼした牛乳を再びコップに注ぎなおして飲ませた。同年夏、同園児に別の園児の鼻水を触らせた。保育者1人が園児に対して繰り返し紙おむつを二重にはかせ」など）。このような状況を踏まえ、保育所等においても、子ども虐待・不適切な保育への早期対応・未然防止等に向けた取り組みが行われている。例えば、各自治体や施設単位等において研修等を実施し、子どもの人権を保障した保育実践への挑戦が始まっている（例えば、「よりよい保育のために（園内研修用動画）」横浜市、「いま、改めて考える『子どもの人権』～意識したいポイント～」フレーベル館オンデマンドセミナー 等）。

子ども虐待は、主に①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待の4つに区分されている。こども家庭庁の報告によると、令和4年度の虐待相談の内容（4つの区分）別件数の中で心理的虐待の割合が最も多かった⁴（図1-4）。

	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		総数	
平成23年度	21,942	(36.6%)	18,847	(31.5%)	1,460	(2.4%)	17,670	(29.5%)	59,919	(100.0%)
平成24年度	23,579	(35.4%)	19,250	(28.9%)	1,449	(2.2%)	22,423	(33.6%)	66,701	(100.0%)
平成25年度	24,245	(32.9%)	19,627	(26.6%)	1,582	(2.1%)	28,348	(38.4%)	73,802	(100.0%)
平成26年度	26,181	(29.4%)	22,455	(25.2%)	1,520	(1.7%)	38,775	(43.6%)	88,931	(100.0%)
平成27年度	28,621	(27.7%)	24,444	(23.7%)	1,521	(1.5%)	48,700	(47.2%)	103,286	(100.0%)
平成28年度	31,925	(26.0%)	25,842	(21.1%)	1,622	(1.3%)	63,186	(51.5%)	122,575	(100.0%)
平成29年度	33,223	(24.8%)	26,821	(20.0%)	1,537	(1.1%)	72,197	(54.0%)	133,778	(100.0%)
平成30年度	40,238	(25.2%)	29,479	(18.4%)	1,730	(1.1%)	88,391	(55.3%)	159,838	(100.0%)
令和元年度	49,240	(25.4%)	33,345	(17.2%)	2,077	(1.1%)	109,118	(56.3%)	193,780	(100.0%)
令和2年度	50,035	(24.4%)	31,430	(15.3%)	2,245	(1.1%)	121,334	(59.2%)	205,044	(100.0%)
令和3年度	49,241	(23.7%)	31,448	(15.1%)	2,247	(1.1%)	124,724	(60.1%)	207,660	(100.0%)
令和4年度	49,464	(23.0%)	34,872	(16.2%)	2,393	(1.1%)	128,114	(59.6%)	214,843	(100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

図1-4 令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数 こども家庭庁
令和6年9月24日公表

加えて近年では、子どもへの性虐待への未然防止、早期発見・早期対応等に向けた取り組み等も行われている⁵。一方、保育現場では、虐待をしないようにという意識が強くなりすぎるあまり、本来保育者として必要な子どもへの援助すら「これを虐待と言われてしまったらどうしよう」という不安から行えない状況も発生している。特に性に関する場面においては対応を躊躇してしまうことも少なくないようである。

本稿では、保育の中で子どもの人権をどのように保障していくのかという視点に立ち、国内における子ども虐待への対応・未然防止に向けた取り組み等の概要についてまとめる。さらに、虐待相談の内容別件数の中で割合が最も多かった心理的虐待について、大人の言葉が子どもの心に与える影響について考察するとともに、現在、国内でも取り組みを進めている子どもの性的虐待における動向と保育所内での子どもの性にかかわる保育者の対応について概観し、今後の保育・教育実践活動に生かしていくことを目的とする。

2. 人権と子どもの権利について

「人権」という言葉を聞いたことがある人は多い。人はみな、生まれながらに「基本的人権」をもっている⁶。つまり「人としての尊厳や価値が守られ、幸せに生きるために必要な権利」をすべての人がもっている。大人にも子どもにも、世界のあらゆる人びとみなに人権がある。そして、「人権」はすべての人にとって守られなければいけない大切なものである。ユニセフは「権利」を理解するうえで大事なことを ABCD にして説明している（図2-1）。

コラム
column

けんり えーびーしーでいーいー
「権利」のABCDE

おとなも子どもみんながもっている「人権」を理解するときに
おぼえておいてほしい、とても大事な5つのことがあるよ。

<p>★ Rights are for ALL human beings.</p>	<p>世界のすべての人に人権がある。</p>
<p>★ Rights are there at BIRTH.</p>	<p>生まれたときから、みんな人権をもっている。</p>
<p>★ Rights CANNOT be taken away.</p>	<p>人権をうばい取ることはできない。</p>
<p>★ Rights DO NOT have to be earnt.</p>	<p>人権は無条件にあるもの。</p>
<p>★ All rights are EQUALLY important.</p>	<p>すべての人権が同じように大切。</p>

なに 何かの罰として取り上げられることはないよ！

なに 何かのごほうびとしてもらえるものでもないよ。

さまざま権利の間に優劣、つまり大切さの順位はないんだ。

図2-1 「権利」のABCDE UNICEF 子どもの権利条約 子ども向け学習サイトより

「子どもの権利」とは、どのようなことなのだろうか。子どもがもっている権利は、大人と同じなのだろうか。子どもが人間らしく幸せに生きられ、そして元気に成長できるためには、大人と同じ内容で十分なのだろうか。食べ物や水、着るものや安全に暮らせる家、薬や病院その他。子どもも大人も人が生きていくためには欠かせないものも多くあるが、日々成長している子どもたちが心も体も健やかに成長していくためには、子どもだからこそ必要なこともたくさんあるであろう。例えば、教育を受けられること。友達と遊んだりきちんと休める時間があること。周囲の大人に自分の意見や思いを聞いてもらえること。愛情をもって育ててくれる保護者がいること。大人の保護やサポートを受けられることなど。そのような子どもたちが必要とすることすべてが「子どもの権利」である。子どもたち一人ひとりがもっている、大切な権利である。

3. 子どもの権利にかかわる条約、法律、制度等

ここでは、子どもの権利・人権を保障するための制度等についてまとめていく。

3-1. 子どもの権利条約 (UNICEF)

子ども (18歳未満) を、権利を持つ主体と位置づけ、大人同様に、ひとりの人間として持っている権利を認めている (前文と本文54条から構成)。1989年の国際条約として発行され、日本は1994年に批准した。

UNICEF協会抄訳40条を参考にすると、項目は以下のようになる。

①子どもの定義 ②差別の禁止 ③子どもにとって最も良いことを ④国の義務 ⑤親の指導を尊重 ⑥生きる権利・育つ権利 ⑦名前・国籍を持つ権利 ⑧名前・国籍・家族関係を守る ⑨親と引き離されない権利 ⑩別々の国にいる親と会える権利 ⑪よその国に連れ去られない権利 ⑫意見を表す権利 ⑬表現の自由 ⑭思想・良心・宗教の自由 ⑮結社・集会の自由 ⑯プライバシー・名誉は守られる ⑰適切な情報の入手 ⑱子どもの養育はまず親に責任 ⑲虐待などからの保護 ⑳家庭を奪われた子どもの保護 ㉑養子縁組 ㉒難民の子ども ㉓障がいのある子ども ㉔健康・医療への権利 ㉕施設に入っている子ども ㉖社会保障を受ける権利 ㉗生活水準の確保 ㉘教育を受ける権利 ㉙教育の目的 ㉚少数民族・先住民の子ども ㉛休み・遊ぶ権利 ㉜経済的搾取・有害な労働からの保護 ㉝麻薬・覚せい剤などからの保護 ㉞性的搾取からの保護 ㉟誘拐・売買からの保護 ㊱あらゆる搾取からの保護 ㊲拷問・死刑の禁止 ㊳戦争からの保護 ㊴被害にあった子どもを守る ㊵子どもに関する司法

3-2. 児童福祉法

児童福祉法⁷の総則冒頭に、子どもの権利に関することが明記されている。日本でも、子どもの権利を大切にしていこう姿勢が窺える。また、第18条には、子どもへの性暴力にかかわる項目も加えられた。保育士が子どもに性虐待を行った場合、保育士資格が取り消され、データベース上に記録が残る。それらが公表されることもあると、書かれている。

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保

障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第十八条の十九

都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 一 第十八条の五各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
- 三 第一号に掲げる場合のほか、**児童生徒性暴力等**（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行ったと認められる場合

都道府県知事は、**保育士が第十八条の二十一又は第十八条の二十二の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて保育士の名称の使用の停止を命ずることができる。**

第十八条の二十の四

国は、次に掲げる者について、その氏名、保育士の登録の取消しの事由、行った**児童生徒性暴力等に関する情報**その他の内閣総理大臣が定める事項に係るデータベースを整備するものとする。

- 一 **児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者**
- 二 前号に掲げる者以外の者であって、保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者
都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行ったことにより**その登録を取り消したとき**、又は保育士の登録を取り消された者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者を除く。）の保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明したときは、前項の情報を同項のデータベースに**迅速に記録**すること
その他必要な措置を講ずるものとする。

保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、第一項のデータベース（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する第一項のデータベースを含む。）を活用するものとする。

3-3. 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関する ガイドライン こども家庭庁 令和7年8月改訂

令和7年8月に、ガイドライン⁸が改定された。これまでのガイドライン⁹は、保育所を想定した内容であったが、改定されたガイドラインは、保育所や幼稚園、認定こども園等、対象範囲を広げた内容に変更された。

ガイドラインには、児童虐待等の定義及び分類、例等を紹介している。以下に一部を抜粋し、紹介する。

虐待について

○ **保育所等における虐待とは、職員がこどもに行う次の行為をいう。**（改正児童福祉法第33条の10第1項）

① 身体的虐待：保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

② 性的虐待：保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。

③ ネグレクト：保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。

④ 心理的虐待：保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○ **また、保育所等の職員はこれらの虐待行為を含め、「児童の心身に有害な影響を与える行為」をしてはならないこととされている。**（改正児童福祉法第33条の11）

○ 改正児童福祉法により、これらの虐待を受けたと思われるこどもを発見した者は、速やかに、これを都道府県又は市町村に通報しなければならない。

児童福祉法が改正されたことにより、虐待を発見した場合は通報義務が課せられた（図3-1）。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）について

○ 今般、改正法が令和7年4月18日に成立し、児童養護施設等と同様、保育所等や幼稚園等の職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられた。

（令和7年10月1日施行）

○ 改正法においては、現行の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10～第33条の17に規定される「被措置児童等虐待の防止等」の枠組みを活用し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設けた。

・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務

- ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- ・都道府県による虐待の状況等の公表
- ・国による調査研究 等

図3-1 児童福祉法の一部を改正する法律について

ガイドラインには、各虐待の具体例も紹介している。

身体的虐待

首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束する などの外傷を生じさせるおそれのある行為 及び 意図的にこどもを病気にさせる行為 。打撲傷、あざ（内出血）、骨折、 頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷 など 外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など。

性的虐待

下着のままで放置する。必要の無い場面で裸や下着の状態にする。こどもの性器を触る または こどもに性器を触らせる性的行為（教唆を 含む）。性器を見せる。本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。 性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う。 ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを 見せる など。

ネグレクト

こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。 例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置 するなど。こどもにとって必要な情緒的欲求に答えていない（愛情遮断など）。おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど。泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する 。視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う。適切な食事を与えない。別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す。虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する。他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する 。その他職務上の義務を著しく怠ること など。

心理的虐待

ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど。他のこどもとは著しく差別的な扱いをする。こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど。こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗 に責めるなど）。こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど）。他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う。感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など。

令和5年のガイドラインには、不適切な保育についての定義が明記（図3-2）されていたが、虐待を発見した場合の通報が義務付けられたことにより、令和7年に改定されたガイドラインでは、不適切な保育についての概念を用いず、虐待の概念を軸にして講ずべき対応等が再整理されている（図3-3）。

（「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図）

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり

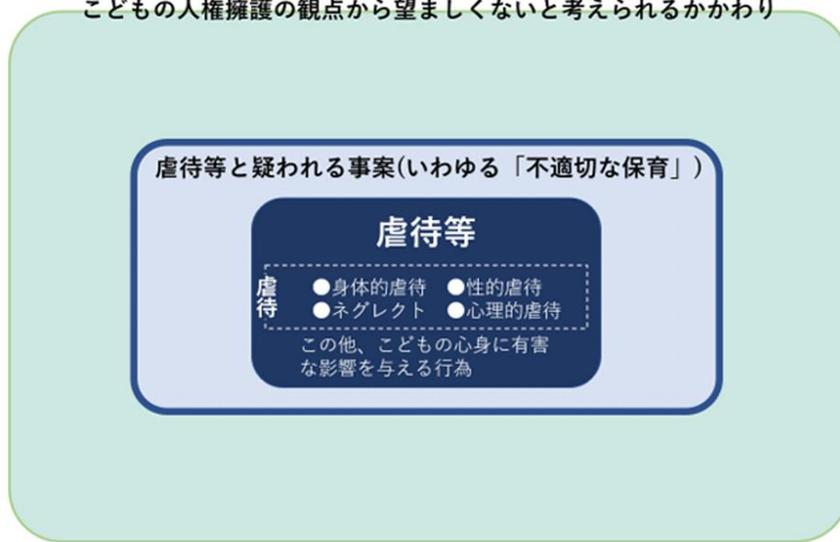


図3-2 虐待等と疑われる事案（不適切な保育）の概念図

保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン 子ども家庭庁 令和5年5月より



図3-3 保育所等における虐待について

保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン 子ども家庭庁 文部科学省 令和7年8月改訂 より

4. 虐待における言葉の暴力

近年、子どもへの虐待の中でも「心理的虐待」が最も多く報告されている¹⁰。心理的虐待の一形態である「言葉の暴力」は、身体的な傷を伴わないため見過ごされやすく、保育・教育の現場においても対応が難しい課題となっている。日常的な叱責や否定的な言葉かけは、子どもの自己概念や人間関係等の発達に悪影響を及ぼす可能性があり、早期

に気づき、適切な支援につなげることが求められている。そこで、宮里（2000）¹¹の見解を基に、子どもが親のどのような言葉によって傷つくのか、その背景にある子どもの心理や親の心理的要因を含めて検討する。

宮里（2000）¹¹は、子どもがどのような言葉によって傷つくのかを明らかにするため、ベネッセ教育研究所（1999）¹²の「あなたがお父さん（お母さん）から叱られたり、文句を言われて、これまで一番嫌だった言葉」に関する調査結果を参考に、発言内容を9つのカテゴリー（「能力」「身体」「拒絶」「命令」「他者比較」「『らしさ』の押しつけ」「脅迫」など）に分類している（表4-1）。

これらのカテゴリーのうち、「能力」「拒絶」「命令」「『らしさ』の押しつけ」「理不尽なこと」を取り上げ、それぞれがなぜ子どもの心を傷つけるのかについて考察している。第一に、「能力」に関して、「ばか」などの子どもの能力を否定するような言葉は、子どもの自尊心や有能感を低下させ、次の活動への意欲を損なう可能性があるとして指摘している。第二に、「拒絶」に関して、「出て行け」などの言葉は生きるという子どもの基本的な権利を盾にしたものであり、大きな不安と屈辱感を与える可能性があるとして指摘している。第三に、「命令」に関して、「勉強しなさい」などの言葉は、自分の意志に従って行動することができないことによる無力感や、意志を尊重されないことへの不快感・怒りを生じさせる可能性があるとして指摘している。第四に、「『らしさ』の押しつけ」に関して、「もう小学生なのに」「女なのだから」などの言葉は、子どもが愛情の充足感を得られず、不公平な扱いとして受け止める可能性があるとして指摘されている。第五に、「理不尽なこと」に関して、親の言動が一貫せず、気分や都合で叱られる場合に、子どもが不信感を抱き、公平さを期待できないと諦める可能性があるとして指摘している。

また、子どもが傷つく言葉には様々な特徴があるものの、共通する特徴として二つを挙げている。第一は、子どもが「ありのままの自分を親に認められていないと感じる言葉」である。親は子どもの成長を願うあまり、現実の姿を認めず、理想的な「あるべき姿」を押し付ける傾向があるとされる。したがって、大人はその硬直した思い込みを脇に置き、子どもの弱さや脆さを含めた現実の姿を認めることが重要であると指摘している。第二は、子どもが「それ以上何も言えなくなる言葉」である。子どもは、単に叱られたことで傷つくのではなく、大人が自分の言い分を聞かず、それを封じるような叱り方に対して怒りや反発を感じるとされる。したがって、大人は子どもの言い分を封じ込めることは不当なことであると認識し、たとえ激情に駆られても自らの言動を適切にコントロールすることが重要であると指摘している。

宮里（2000）¹¹の見解を踏まえると、子どもへの言葉かけにおいて、単に叱る・注意する行為そのものを否定するのではなく、その方法や内容が子どもにどのような心理的影響を与えるかを注意深く意識することが大人に求められていると考えられる。具体的には、大人は子どもの多様な側面を認め、意見や感情を受け止めた上で指導したり、表4のような否定的な表現ではなく建設的・具体的な言葉で伝えたりすることが重要である。

以上のような視点は、親による言葉かけに限られるものではなく、子どもが日常的に生活する保育現場における保育者の関わりを検討する上でも有用である。近年、保育現

場では、子育て相談・保護者向けの講座・個別面談をはじめとする保護者・家庭支援¹³や、セルフチェックリストの活用等の園全体で保育者による不適切な言葉かけを防止するための取り組み¹⁴などが実施されている。これらの取り組みにより、子どもが安心して自己を表現し、受け入れられる環境が整えられることが期待される。

表4-1 親から言われて1番いやだった言葉の例（宮里, 2000 を基に作成）

カテゴリー	言葉の例
能力	バカヤロー／頭悪いな／お前は動物より知能が低い／何度言っても叱られるようなことをやるんだ／バカは死ななきゃならない／特技が一つもないわね／将来ろくな人間にならない／そういうのをバカというんだよ／バカじゃないの
身体	チビだなあ／お前はチビなんだからね／肥満児（ブタ）
拒絶	死ね／出ていきなさいうるさいから、どっかへ行け／お前なんか用はない。出ていけ／家の中に一生入ってくるな／早く家から出ていきなさい
命令	その態度は何だ／もっと勉強しろ／宿題しろ／早く寝ろ／もっと素直になれ／もっと静かに階段を歩け／ごちゃごちゃ言ってないで／早く食べなさい／手伝いをしなさい
他者比較	よその子を見習え／きょうだいの中で1番バカよ／クラスで1番字が下手なんだから
「らしさ」の押しつけ	もう5年生なんだから、そのくらいわかるだろ／もう少し家の中をきれいにしなさい、この家は女3人だから
脅迫	中学校へ行けなくなるからね
自慢話	お父さんは子どもの時から頭がよかったんだ
理不尽なこと	（夜女の子が1人で出かけてはいけないと言ったのに）「お父さんを仕事場まで迎えに行きなさい」と夜言った／（親戚にバカにされないように左利きを直そうと、やっと右で書けるようになったとき）「そんなバカバカしいこと」／うるさいわねー、たいして頭もよくないのに他人のことに口出ししないで

5. 子どもの性被害を防ぐために —保育者としての意識と子どもへの対応—

寶川⁵⁾は、子どもの性被害の未然防止・早期対応するために必要と考えられる意識や、性暴力・性虐待が発生する背景、子どもの性被害に気付いた際の対応について述べている。ここでは、子ども自身で自分のプライバシーを守ることができるようになるための保育者のかかわりについて考えていきたい。子どもの性被害を防ぐためには、大人が子どものプライバシーを保護することと同時に子どもが自分で自身のプライバシーを守ろうとする意識を持てるようになることも必要となる。

5-1. 子どもの年齢に応じた性教育

子どもは大人の姿を見ながら学んでいく。プライバシーについても、日々大人が子どもに対してかかわる姿勢から学んでいく。ここでは、子どもの年齢に応じた保育者の配慮を考えてみたい^{15, 16, 17, 18}。

○0～2歳ころ：オムツの時期

保育者の配慮→オムツ交換はみながいる前ではなく、トイレや部屋の隅など、人の目があまり無いところで行う。

○2～3歳ころ：羞恥心が芽生える時期

保育者の配慮→“裸でいることは恥ずかしい”ことを、着替えやトイレなど機会を捉えて伝えていく。

○3～5歳ころ：なぜなぜ期

保育者の配慮→あらゆることに関心や疑問を持ち始める時期。男の子や女の子の違いにも興味を持ち始める。絵本などを使い、体について、プライベートゾーンについて教える機会を増やしていく。

○5～6歳ころ

保育者の配慮→相手が嫌がることはしない、お互いの体を大事にすることを伝える。

5-2. 子どもにプライベートゾーンをどのように伝えるか

子どもが自分で自分を守るためには、プライベートゾーンを知ることにも必要になる。ここでは、子どもにプライベートゾーンをどのように伝えるのが良いのか考えていく^{17, 18, 19}。

<子どもへの伝え方>

- ① 自分の身体はとても大切に、自分だけのもの。
- ② とくにプライベートゾーン（水着で隠れるところと口）は、人に見せたり触らせたりしてはいけない。
- ③ 他の人のプライベートゾーンを見たり触ったりしてもいけない。
- ④ プライベートゾーンだけではなく、身体のどこかを見たり触られたりしたときに少しでもイヤな気持ちになったら「イヤだ」と言ってよい。

言葉で伝えることも方法の一つであるが、教材を活用して視覚的に伝えていく方法もある²⁰（例えば、図5-1「生命の安全教育」文部科学省）



図 5-1 : 文部科学省HPより「命の安全教育」資料の一部

5-3. 子どもの性への興味関心とその対応^{17, 18, 19, 21}

例1) 子ども同士で触る・抱きつく・チューする・される

対応：なぜそのような行為を行うのか、行動の背景を理解することが大事。

頭ごなしに感情的に否定することは避ける。

相手への親しみの意味があるならば、手をつなぐ、一緒に絵本を見る等の代案を伝えていくことも一つの方法である。

子ども同士でプライベートゾーンを触ったりチューをしている場合は、「水着で隠れるところ（おまた・おちんちん・お尻・おっぱい）」と「口」は、とても大事なところだから人には絶対に見せたり触らせてはいけないことを伝えることも大事な対応となる。

年齢によっては、絵本等の教材を利用していくことも方法の一つである。

例2) 保育士の体に触りたがる（おっぱいが好きな子もいる）

対応：なぜ触りたがるのかその理由・背景を理解することから始める。

例えば

①「触れることで安心をする」からなのか

→やわらかいものが好きで、人の服を触っていたりつかんでいる。皮膚接触が好き落ち着くため、手を握りたがる。とにかく人に触れて感覚を調整 等。悪気なく無意識に行っていることが多い可能性もある。そのため、相手を困らせようなどの悪意はない。

② 「愛情表現や親しみ」からなのか

→好きだから触る・仲良くなりたいから触るなど。幼児期に特に多い行為。言葉で伝えることが未熟なことも原因の一つである。しかし、相手が不快と感じることもある。社会的なルールとしての距離感を伝えることも必要である。

③「人とのほど良いかわり方がわからなくて」そのようにしてしまうのか

→どこまでがOKでどこからがNGなのか、理解できない、例えば、とにかく大人の顔に触ろうとする。手をずっと握ってくる、後ろから急に抱きつくなど。かわり方がわからなくて行ってしまう可能性もある。

①、②、③のいずれにしても、頭ごなしに否定をせず、子どもの行動の理由を理解し、代替りの行動を伝えていくことが保育者の対応の一つだと考えられる。

例3) 自慰行為をする子ども

幼児期の自慰行為には、自分で自分の性器を触る、自分の性器を何かに押し付ける、脚を閉じて力を入れるなどの方法で性器に刺激を与えるものがみられる。脚を閉じて力を入れる形の自慰行為はけいれんと間違えられることもある。これは、性器を触っているうちに偶然得た心地良さの体験などから繰り返す行為と考えられる。幼児期には、性器を触ると気持ちがいいことを偶然知ることがある。指しゃぶりや耳たぶを触ることと同じように、イライラ、不安、淋しいときなど、その気持ちの良さで自分の心をコントロールしていると言われている。これまでなかったのに、突然幼児が自慰を行うようになった子どもの中には、性被害により性器への刺激が気持ちがいことを知った子ども一部含まれる場合があるとされている。

○ 保育者へ勧める対応

① 子どもが性器を触るのは、自然な行為であると理解する。

幼児期の子どもが自分の性器を触るのは、自分の身体を知りたいとの関心に基づくものであり、性別に関わらず自然なことで、子どもの心身の健康や発達に悪影響はない。

② 子どもの自慰行為を目撃した場合は、責めたり、叱ったりせず冷静に対応する。保育者から責められると、子どもに罪悪感を与える可能性があるため、保育者は動揺せず対応する。幼児期の自慰行為を無理に止めさせなくてもよいが、遊びに誘うなど他に興味を逸らし、コミュニケーションやスキンシップの機会を増やす。

5-4. 保育者としての心がけ

子どものプライバシーを保護するかかわりを実践すること、子どもが自分で自分の身を守るためのかかわりを行うことを施設内で実践するためには、外部研修や園内研修を実施し、職員間で同じ学びを得、性に関する情報共有を心がけることが必要である。そして、子どもにとって大切なことは、結果を求める前に、気長に伝え続けることも大切になってくるだろう。職員一人一人の理解と意識も大切であるが、同時に園としての性教育に対する姿勢も大切になってくる。

6. まとめ

本稿では、「保育の中の子どもの権利」をテーマとし、特に、言葉の暴力が子どもに及ぼす影響、さらに、性を子どもにどのように伝え、自身で身を守るすべを身につけるのか保育者の対応について概観した。時代の変化とともに保育者に求められる子どもへの対応もめまぐるしく変わってくる。保育者一人一人が学び、対応することも必要ではあ

るが、保育は組織で行っている。組織として情報を共有し、組織内で相談しながらチームとして保育を行うことで、未然防止、早期発見・早期対応につながるのだと考えられる。子どもの権利の保障は、組織としての姿勢、保育者等大人一人一人の子どもへのかかわり・気づき・意識から始まっているのであろう。専門職としての意識を常に心がけていきたい。

引用・参考文献

- ¹男女共同参画局 「男女共同参画白書「家族の姿の変化」」令和4年版
- ²厚生労働省「(2024)人口動態統計(確定数)の概況」令和6年
- ³横山 愛 「保育者の不適切な保育や虐待等の事件をめぐる現状と課題」『目白大学 総合科学研究』第20号,2024年2月,201-209
- ⁴こども家庭庁「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」令和6年9月24日公表
- ⁵寶川雅子 「子どもの権利を守る —子どもの性虐待防止に向けた動向と対策を概観する—」『教育文化研究』第17号,2025年3月15日,35-45
- ⁶UNICEF 「子どもの権利条約「子ども向け学習サイト」」
<https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo/> (2026年1月10日参照)
- ⁷児童福祉法 昭和二十二年法律第百六十四号
- ⁸こども家庭庁 文部科学省「保育所や幼稚園等における 虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」令和7年8月改訂
- ⁹こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」令和5年5月
- ¹⁰こども家庭庁「令和5年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」、2025年：
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/5fbbaa2e/20250327_policies_jidougyakutai_32.pdf(2026年1月12日参照)
- ¹¹宮里香「子どもが傷つく言葉」教育と医学の会(編)『教育と医学』Vol.48、No.11、慶應義塾大学出版会、2000年、1028-1035
- ¹²ベネッセ教育研究所(編)「ほめられ体験・叱られ体験」、『モノグラフ・小学生ナウ』Vol.18、No.3、1999年、60
- ¹³菊池奈津美・河合清美(編)『言葉から見直す「不適切保育」脱却のススメ』、中央法規、2023年
- ¹⁴保育と虐待対応事例研究会(編)『続 子ども虐待と保育園—事例で学ぶ対応の基本—』、ひとなる書房、2009年
- ¹⁵保育士必見!保育園からの性教育の方法と具体的な進め方を看護師がかんたん解説
<https://hoikucollection.jp/infomation/> (2026年1月12日参照)
- ¹⁶国際セクシュアリティ教育ガイダンス | SEXOLOGY <https://sexology.life/world/itgse/>
(2026年1月12日参照)
- ¹⁷厚労省「令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「乳幼児期の性に関する情報提供

保健師や親子に関わる専門職のための手引き」和田 和子 他監修

- ¹⁸ 第一三共ヘルスケア「性教育、家庭でどうはじめる？年齢別に伝えたい内容と注意点」健康美塾 https://www.daiichisankyo-hc.co.jp/kenko-bijuku/articles/mates/sex-education_202510/（2026年1月12日参照）
- ¹⁹ 命育「【助産師監修】プライベートゾーン」を教える自分や相手を大切にする・自分を守る土台づくりを（イラスト解説・おすすめ絵本紹介） | 家庭ではじめる性教育サイト <https://meiiku.com/howtonavi/privateszone/>（2026年1月12日参照）
- ²⁰ 文部科学省「性犯罪・性暴力対策の強化について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/enzen/index.html（2026年1月4日参照）
- ²¹ 政府広報オンライン「子どもを性被害から守るために周囲の大人ができること」
<https://www.gender.go.jp/kaigi/sonota/pdf/kyouka/05/03.pdf>（2026年1月2日参照）
- ²¹ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）
- ²² 全国保育士会「保育所・認定こども園等における 人権擁護のためのセルフチェックリスト ～「子どもを尊重する保育」のために～」平成29年3月
- ²³ 全国保育士会「「子どもへの性暴力防止」の視点から考える 保育の専門性」令和6年3月
- ²⁴ 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告, 株式会社キャンサーキャン, 令和3年3月
- ²⁵ 寶川雅子 著「不安を自身に変える保育のかかわり見直しBOOK 言葉かけから環境づくりまで」中央法規出版, 2024年6月20日
- ²⁶ 「子ども・若者の性被害に関する 状況等について（令和5年6月13日）」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resource（2026年1月2日参照）
- ²⁷ 「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議資料（令和5年7月26日）より
「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（概要）」
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/boushi_02.pdf（2025年12月29日参照）
- ²⁸ 内閣府男女共同参画局「子ども性暴力防止に向けた総合的な対策の推進」
<https://www.gender.go.jp/kaigi/sonota/pdf/kyouka/10/01.pdf>（2025年12月29日参照）
- ²⁹ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育士会「自らの保育実践を自信をもって発信するために 「子どもへの性暴力防止」の視点から考える 保育の専門性」令和6年3月
- ³⁰ 東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」 令和6年1月